

社労士 FAX NEWS >>>

>>> 2025.11 Vol.166

発行 >>>

丹保社会保険労務士事務所 URL : <http://www.roamroom.net>

〒923-0868 石川県小松市日の出町一丁目 112 番地

Tel > 0761-24-1005 Fax > 0761-24-1007

◆有給休暇付与の出勤率と勤続年数◆

年次有給休暇の付与日数は勤続年数と出勤率によって決まります。年次有給休暇付与の出勤率の 8 割基準は、年次有給休暇付与日以前の 1 年間（入社後、最初の期間は 6 か月間）を対象に、「出勤日数 ÷ 全労働日」で計算します。なお、「全労働日」とは、労働契約上の労働義務が課せられている日をいいます。出勤率を計算するときは、以下の取扱いにご注意ください。

= = 出勤日数に含まれるもの = =

- ・業務上のケガや病気で療養のため休業した日
- ・産前産後の休業を取得した日
- ・育児休業、出生時育児休業、介護休業を取得した日
- ・年次有給休暇を取得した日

= = 全労働日から除かれるもの = =

- ・会社の都合により休業した日
- ・休日出勤をさせた日
(法定休日、会社が定めている休日)
- ・正当なストライキその他の正当な争議行為に

より、労務の提供が全くなされなかつた日定年後、再雇用して新たに労働契約を締結した場合でも、継続勤務をしているときは定年前に付与された年次有給休暇が消滅することはありません。また、付与日数についても勤続年数は継続するため、定年後に再雇用してからの期間ではなく、入社日からの勤続年数を通算した年数で付与日数を計算します。

パート・アルバイトの年次有給休暇の付与日数は、労働条件通知書に記載している労働日と労働時間に基づいて計算します。以下の A と B の両方の条件を満たすときは比例的に計算することになり、正社員に比べて年次有給休暇の日数が少なくなります。

- A. 1 週間の所定労働時間が 30 時間未満
- B. 1 週間の所定労働時間が 4 日以下または 1 年間の所定労働日数が 216 日以下

A か B の一方しか条件を満たさないときは、社員と同じ年次有給休暇の付与日数となります。

